

# 家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する等の省令の概要

消費・安全局動物衛生課  
公布：令和8年6月29日

## 1 趣旨

第221回国会において成立した家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和8年法律第20号。以下「改正法」という。）では、最近における家畜の伝染性疾病の発生の状況や輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等の増加とその持込みの態様の悪質化等を踏まえ、国内の防疫体制の強化及び効率化を目的として、ランピースキン病を家畜伝染病に追加するとともに、輸入検疫体制の強化のため輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等の国内での販売等を禁止する等の措置を講ずることとされた。

これに伴い、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）について、所要の規定の整備等を行う。

## 2 改正の概要

- （1）ランピースキン病が家畜伝染病に追加されることに伴う必要な改正を行うとともに、ランピースキン病の病原体を届出伝染病等病原体に指定する。  
あわせて、ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令（令和7年政令第256号）の廃止に伴い、ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令施行規則を廃止する。
- （2）改正法の施行により輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等について販売等が禁止されることとなることから、規則で定める指定検疫物の範囲を明確化するとともに、指定検疫物に歯牙を追加する等の改正を行う。
- （3）改正法の施行により家畜防疫官に権限が付与される、輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等の販売等を行う店舗等への立入検査について、監視伝染病の病原体により汚染しているおそれがある物を家畜防疫官が指定する方法や、当該物を家畜防疫官が廃棄する際の基準等を規定する。
- （4）その他所要の規定の整備等を行う。

## 3 施行期日

改正法の施行の日（令和8年7月1日）（一部の規定を除く。）